

れは全く無く便利である。

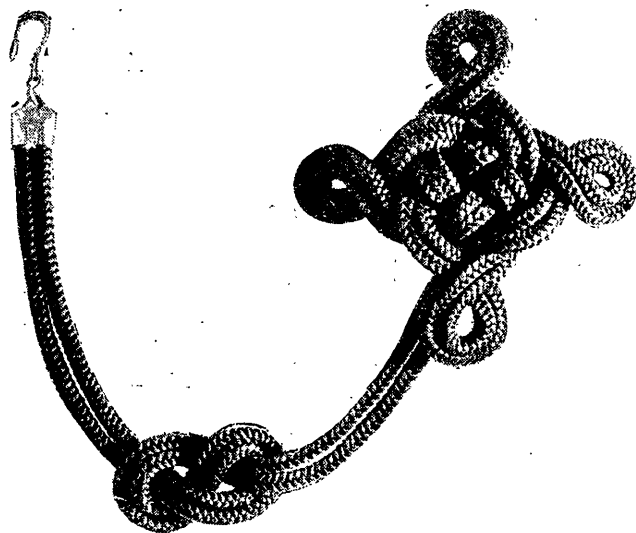
六、團體の制服或は友交集團等の被服として用ふる場合は一定の個所に比較的簡単に着脱し得る徽章類を添付することが出来る。

七、上衣と中衣の組合せは自由である。例へば上衣一號型に必ず中衣一號型を組合せなくてもよいのである。即ち上衣一號型または二號型に中衣三號型を組合せて着用しても差支へないのである。

國民服儀禮章

國民服は冠婚葬祭その他一般儀禮の場合に際しても、之を着用する建前であるが、この場合には慶弔いづれにも嚴肅、敬虔、鄭重の衷情を表現するため儀禮章を佩用することとする。〔着裝竝に用例〕の項参照〕即ち寫真に示すが如き儀禮章を創定した所以であるが、これは所謂ゆかりの色濃き古代紫の大和風紐紐を主體としたもので、我が肇國の大精神「八紘一宇」を形象し、之を左胸心臓部に位置せしめ、二本の結び紐で第二鈕に懸けるのであるが、「弔」または「喪」に際しては此儀禮章と共に更に

國民服儀禮章



左腕に黒布を巻くのを例とする。

二四

さて、儀禮章は禮服を單純化するためのものであつて、一般に行はれてゐる團體員のメタルとか、集會の役員または係員のマークとか、その他の單なる徽章、紋樣標識類とは勿論同性質のものではない。故に之はあくまでも儀禮に對する誠意と眞情を具現したものととして佩用するの心持でありたい。

なほ、この國民服儀禮章の價格は、一般市販において金一圓程度で出來ることになつてゐる。

さらに、この儀禮章には、各自の家紋または櫻花模様のものに限り(その質の如何は問はず)左胸部に位置する主座に添加するは自由である。

.....これは國民服標準型の上衣二號及中衣二號を着装し儀禮章を佩用したるものを示す.....



二五

1036

.....これは國民服標準型の中衣二號.....



二六

1037